

緊急やむを得ない理由の記録

第106条中「同一敷地内にある」を削る。

第109条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第273条第7号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

**第8条** 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第14条中「同一敷地内にある」を削る。

第16条第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第59条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第19条及び第22条中「同一敷地内にある」を削る。

第24条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 条例第77条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第25条の2に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第83号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第4条又は沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年沖縄県条例第12号。以下「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第27条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第87条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第31条第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第96条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11の規定により準用される法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院

である場合は、介護老人保健施設基準条例第4条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第45条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第126条第11号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第48条中「同一敷地内にある」を削る。

第52条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化)

**第52条の2** 条例第137条第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第54条第2項中「第2条」を「第2条第1項」に改め、「担当職員」の次に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を加え、「前項各号」を「同項各号」に改める。

第55条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第62条中「第14条の2」の次に「、第52条の2」を加える。

第64条中「同一敷地内にある」を削る。

第68条第2号を削り、同条第3号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同条第2号とし、同条第4号中「前2号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とする。

第69条第2号を削り、同条第3号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第70条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化)

**第70条の2** 条例第178条第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第71条第2号を次のように改める。

(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 療養病床に係る病床数及び療養病床に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

第72条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第75条を次のように改める。

(設備の基準)

**第75条** 条例第192条第2項第2号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) ユニット

ア 病室

㊦ 一の病室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。

㊧ 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

- (ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- (エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- イ 共同生活室
- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備
- (ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- エ 便所
- (ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (2) 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- (3) 機能訓練室 内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。
- (4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 2 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 3 第1項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- 4 前各項に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 5 条例第192条第4項第2号の規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) ユニット
- ア 病室
- (ア) 一の病室の定員は、1人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとすること。
- (ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- (エ) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- イ 共同生活室
- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。
- ウ 洗面設備
- (ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- エ 便所
- (ア) 病室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

- (イ) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (2) 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。
- (3) 機能訓練室 機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- (4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 6 前項第2号から第4号までに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 7 第5項第1号イの共同生活室は、医療法施行規則第21条第3号に規定する食堂とみなす。
- 8 前3項に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。  
第78条第2号を削り、同条中第3号を第2号とする。  
第79条中「、第72条」を「、第70条の2、第72条」に改める。  
第80条に次の1項を加える。
- 9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号ア及び第2項第2号アの規定の適用については、これらの規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。
- (1) 条例第218条において準用する条例第141条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認すること。
- ア 利用者の安全及びケアの質の確保
- イ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
- ウ 介護予防特定施設従業者に対する研修
- エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検
- (2) 介護機器を複数種類活用していること。
- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。
- 第81条中「同一敷地内にある」を削る。  
第84条の2の次に次の1条を加える。  
(協力医療機関等)
- 第84条の3** 条例第215条第2項の規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。
- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。
- 第85条中「に規定する」を「の規定による」に改める。  
第87条中「同一敷地内にある」を削る。  
第90条中「に規定する」を「の規定による」に改める。  
第96条第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。
- (2) 条例第251条第9号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 第101条中「同一敷地内にある」を削る。  
第104条第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号

を同条第5号とし、同条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第265条第8号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

**第9条** 沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年沖縄県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第11条中「同一敷地内にある」を削る。

第13条第1号及び第2号中「又は」を「及び」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（協力医療機関等）

**第13条の2** 条例第34条第1項に規定する規則で定める協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）の要件は、次に掲げる要件とする。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第15条中「に規定する」を「の規定による」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第7条中沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第22条及び第24条の改正規定、同条第25条の2に1項を加える改正規定、同条例第27条及び第31条の改正規定、同条例第49条に1項を加える改正規定並びに同条例第51条の改正規定並びに第8条中沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則第22条及び第24条の改正規定、同条例第25条の2に1項を加える改正規定、同条例第27条及び第31条の改正規定、同条第43条に1項を加える改正規定並びに同条第45条の改正規定は、同年6月1日から施行する。

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

#### 沖縄県規則第35号

**沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則**

(沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

**第1条** 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第十二条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第十二条の二の規定に基づきこども家庭庁長官が定める給付金」に改める。

第22条中「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」を「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの」に改める。

第25条の見出し中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第1項中「第81条第5号」を「第81条第1項」に改め、同項第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第26条を次のように改める。